

参考資料 1

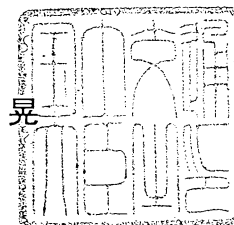
・ 諮 問 書



国河政第73号
平成16年1月26日

社会資本整備審議会 会長
森 下 洋 一 殿

国土交通大臣
石 原 伸



諮 問

下記について、御意見を承りたい。

記

「川の365日」を重視した河川行政を展開するために、平成11年3月河川審議会答申を受け同年8月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、その後も河川敷地の多様な利用等について引き続き要望があるので、これを受けて河川における治水、利水機能の確保及び河川環境に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図る必要があると考えるが、その見直し方針はいかにあるべきか。

諮問の趣旨

1 経緯

河川敷地占用許可準則（建設事務次官通達。以下「準則」という。）は、経済社会の進展に対応した河川の管理体系が確立（昭和40年4月新河川法施行）される中で、国民の体力づくりのための公園、広場等に河川敷地を利用することが強く要請されていたこと等を背景として、河川審議会答申に基づき昭和40年12月に制定された。

その後、緑化推進が都市政策上の課題となってくることに対応して、昭和58年12月に植栽の基準等の占用方法の基準の変更を内容として改正が行われた。

また、平成6年10月には、良好な河川環境への関心の高まり、河川利用の増大・多様化等に対応して、占用許可に当たっての河川環境への配慮規定、面的占用及び工作物占用が可能なものの例示の追加等を内容とする全面的な改正が行われた。

さらに、平成11年8月には、「川の365日」を重視した河川行政を展開するため、占用許可に当たり、地元市町村等の意見を聴取する制度及び地元市町村が河川敷地の具体的利用方法を決定することができる包括占用許可制度の創設等を内容とする全面的な改正が行われた。

2 準則見直しの趣旨

平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「河川が平常時においても生物の生息、育成の場であること、散策、スポーツ等の利用の場であること」等を認識した行政、すなわち「川の365日」を意識した河川行政を展開することが重要である旨の指摘を受け、平成11年8月準則の改正を行い、河川空間を活用した街づくりに資する施設として遊歩道、階段等の親水施設等占用許可施設の追加等を行ったところであるが、都市再生の動き等を踏まえその後も河川敷地の多様な利用についての要望があることから、さらに河川敷地の適正かつ多様な利用を推進することについて検討する必要がある。



国社整審第18号
平成16年1月26日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」について

平成16年1月26日付国河政第73号により当審議会の意見を求められた件については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。